

全日本学校歯科保健優良校表彰 選考の基準

1. 幼稚園教育の基本に基づき、数年間以上にわたって健康にかかわる活動が充実していること。
2. 指導計画における歯科保健の位置付けがなされており、家庭との連携を図りながら、教育、管理、組織活動が協調的に機能していること。
3. 年間を通じて歯科保健活動が実施され、また、家庭や地域との連携も意図された具体的な展開が図られていること。
 - ① 園の活動および園の行事等で毎年1回以上、健康診断結果等を踏まえた歯・口の健康づくりに関する活動が実施されていること。
 - ② 保護者会等で歯・口の健康づくりが取り上げられていること。
 - ③ 特色ある歯科保健活動が行われていること。
 - ④ 園児が自律的および自立的に歯科保健活動を行えるような教育活動が実施されていること。
 - ⑤ 歯科保健における課題に対応した多様な活動を実施していること。
4. 本年度の健康診断の歯の検査結果における園全体のむし歯（う歯）のある者の割合が55%以下であること。
5. 園歯科医による健康相談、養護教諭等による健康相談、個別的な歯科保健指導など健康診断の事後措置が着実に実行されていること。
6. 歯科保健指導のための教職員の園内外の研修の重要性を認識し、実践していること。
7. 歯科保健について家庭、地域との連携が円滑に行われ具体的な取組がみられること。
8. 園歯科医が定期健康診断以外にも執務し、事後措置、健康相談、個別的な歯科保健指導にも熱心に取り組み、積極的に勤務していること。
9. 健康診断を保健管理面に限らず、保健教育上に配慮し活用していること。